

飯山市斑尾高原簡易水道 令和 7 年度 水質検査計画

1 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法等で検査が義務付けられている給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は水道基準項目（水道法で検査が義務付けられている項目）及び水源の状況を把握するのに必要な項目とします。
- (3) 水質基準項目等の中で、過去 3 年間の水質検査結果から省略することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するために検査を行います。
- (4) 給水栓の検査頻度については、毎日検査及び月 1 回行う省略不可項目に加えて、全項目検査及び一部の水質管理目標設定項目は年 1 回～年 4 回実施します。
- (5) 水源の検査頻度については、関連法令及び過去の検査結果から設定します。
- (6) 水質検査は、毎日検査以外を水道法第 20 条の 2 に規定された登録検査機関に委託し行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

① 給水区域（表 1）

所在			地 番	備 考
市	大字	字		
飯山市	旭	上湯所	2,337 の 4、2,337 の 3、2,338 の 2	配水管の布設のないか所又は工事施工にさしかえがあると市長が認めるときは、給水をしないことがある。
		下芳尾	2,322 の 3	
		内山	2,328 の 4、2,326 の 1、2,328 の 1	
	飯山	北分道	11,478、11,472 の 4、11,480 の 1、11,481 の 1	
		八坊塚	11,491 の 1、11,491 の 2、11,492 の 1、11,488 の 1、11,488 の 2、11,489 の 1、11,487 の 2、11,490 の 5、11,487 の 1	
		大原	11,518 の 3、11,518 の 4	
	静間	沓津	4,635、4,654 の 1、4,654 の 2、4,715、4,721 の 1	

妙高市	樽本	東の平	丙 1,053、丙 1,045、丙 1,025、丙 1,034、 丙 1,038、丙 1,040、丙 1,043、丙 1,044、 丙 1,049、丙 1,056	
		八坊主	丙 1,101 の 1	
		ハカマ	丙 942、丙 943、丙 944、丙 945、丙 946、 丙 947、丙 948	
		小和清水	丙 1,096	
		小佐エ門沢	丙 1,099、丙 1,100	
		上樽川	丙 1,007 丑	
中野市	永江	斑山	8,156	
		鳥屋峯	5,124	

② 給水人口 2 0 1 人 (令和 5 年度末)

③ 一日平均配水量 4 5 5 m³ (令和 5 年度末)

(2) 水源の名称及び種別並びに浄水処理方法 (表 2)

水源名	種別	浄水処理方法	備 考
第 1 水源	湧水	塩素消毒	枯渇
第 2 水源	地下水 (深井戸)	塩素消毒	
第 3 水源	地下水 (深井戸)	塩素消毒	休止中
第 4 水源	地下水 (深井戸)	塩素消毒	
第 5 水源	地下水 (深井戸)	塩素消毒	

3 原水及び浄水の水質状況 (表 3)

水源名	原水及び浄水の水質状況	備 考
第 1 水源	現在は水源が減少して枯渇状態のため休止中。	枯渇
第 2 水源	水源は地下水で、現在までの水質は良好な状態であり、浄水については水質基準値を下回っており、安全で良質な水であるといえます。	
第 3 水源	水質が温泉系に悪化したため現在は休止中。	休止中
第 4 水源	水源は地下水で、現在までの水質は良好な状態であり、浄水については水質基準値を下回っており、安全で良質な水であるといえます。	
第 5 水源	水源は地下水で、現在までの水質は良好な状態であり、浄水については水質基準値を下回っており、安全で良質な水であるといえます。	

4 検査地点

(1) 給水栓

採水場所は、使用している水源全てを配水池で混合してから配水しているため、1 地点選定して採水・検査を実施します。

1 地点は、斑尾高原第3駐車場の公衆トイレの蛇口から採水します。

(2) 水源（図1及び表2参照）

水源については3箇所、採水・検査を実施します。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 給水栓

① 水質検査項目

別紙1の水質基準項目51項目について検査を行います。

また、毎日検査については、別紙1に示す1日1回行う検査項目について検査を行います。

② 検査頻度

各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は下記の表に示すとおりです。

別紙1のその他の項目については、最大で3年に1回まで検査頻度を減らすことが出来る項目もありますが、安全を確認するため年1回以上は検査を行います。なお、別紙1において赤く着色された項目については、基準値以下、基準値の1/5超であるため、年4回検査を行います。

(2) 水源

① 水質検査項目

水源の状況を把握するのに必要な項目について検査を行います。

また、厚生労働省健康局水道課長通知による「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を考慮し、検査を実施します。（表4）

② 検査頻度

水源の状況及び厚生労働省健康局水道課長通知による「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を考慮し、検査を実施します。（表4）

原水検査項目及び検査回数（表４）

水源名	検査項目	検査回数
第２水源	原水全項目（４０項目）及び嫌気性芽胞菌	年１回
第４水源	原水全項目（４０項目）及び嫌気性芽胞菌	年１回
第５水源	原水全項目（４０項目）及び嫌気性芽胞菌	年１回

６ 臨時の水質検査（水道法施行規則第１５条第２項）

臨時の水質検査は次のような場合に行います。なお、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて項目を決定します。

- （１） 水源の水質が著しく悪化したとき
- （２） 水源に異常があったとき
- （３） 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- （４） 浄水過程に異常があったとき
- （５） 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- （６） その他特に必要があると認められるとき

７ 水質検査方法

水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査し、水質管理目標設定項目及びその他について厚生労働省水道課長通知等により行います。

８ 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、飯山市ホームページ及び上下水道課にて公表します。

また、給水栓の水質検査結果について、飯山市ホームページ及び上下水道課にて公表します。

なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正するものとします。

9 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水全てについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

10 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、金属類では標準偏差（C V）が 10%以下、有機物では 20%以下の水質検査を行います。

(2) 信頼性保証

標準作業書による作業のマニュアル化を行い、水質検査の信頼性を確保します。

11 関係者との連携について

水源等で水質汚染事故が発生した場合、国、県、関係市町村、関係水道事業体、外部検査機関等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。